

平成 29 年 10 月 2 日

各部局次課室長

市 長

平成 30 年度予算編成方針について（通知）

平成 30 年度予算について別紙のとおり予算編成方針を定めたので、桑名市予算の編成及び執行に関する規則第 6 条に基づき、必要な書類を作成のうえ、財政課長を経由して総務部長へ提出すること。

平成 30 年度 予算編成方針

1. 予算編成にあたって

1 市財政の現状 = 財政の硬直化 =

平成 28 年度決算は、予算編成時に各部局が歳出の削減に取り組んだものの、合併算定替の特例措置の縮減による普通交付税の減少や景気の動向による各交付金減少の影響を受け、一般財源収入が大幅に減少したことにより、経常収支比率は 99.2%、前年度から 2.1 ポイントの悪化となった。

2 今後の見通し = 一般財源の減少と公債費負担の増加 =

平成 27 年度から普通交付税の特例措置である合併算定替の段階的縮減が始まっている。29 年度の影響額は約 4.3 億円の減少であったが、30 年度、31 年度は、それぞれ 4 億円前後の財源が、さらに減少する見込みである。

一方、歳出では、土地開発公社の解散に伴う代位弁済費の財源として発行した「第三セクター等改革推進債」17 億円や、公社先行取得用地の事業化に向け発行した起債の償還が、大きな負担となってくる。

3 課題 = 投資的経費の財源確保 =

これまで、公共施設等の整備事業については、「合併特例事業債」の活用により、財源を確保することが可能であったが、「合併特例債」は間もなく発行期限・限度額を迎えようとしている。今後は、国・県の補助事業を最大限活用するとともに、国の制度を正確に把握し、例えば、施設機能の集約化・複合化長寿命化の推進等に対して新たに設定された、「公共施設等適正管理推進事業債」の活用など、現在取り組むべき課題にも対応しながら、限られた財源を有効に活用・配分していかなければならない。

4 課題への対応<新たな手法> = 変化への適応と改革の必要性 =

普通交付税の縮減による一般財源の減少、人口構造の変化による社会保障関係費の増大、老朽化が進む公共施設への対応など、本市を取り巻く環境は、今、大きく変化しており、既存の方法や考え方では、時代の変化への対応が困難になってきている。

「限られた財源」の中で、「新たなニーズ」に対応するためには、「改革」が必要であり、事業の見直しや取捨選択の決断、また、多様化・複雑化するニーズに、「新たな手法」で対応していく必要がある。

2. 予算編成方針について

make our future ～ 過去思考から未来志向へ ～

1 基本方針

平成 30 年度の予算編成は、将来的に一般財源の減少が見込まれる中、社会保障関係費および公債費の増大による財政硬直化『=課題』と、重点政策として位置付けている 11 の重点プロジェクトの実現『=目標』に向け、過去にとらわれず未来を見据え、自らが変わること『=改革』で、対応していくこととする。

<基本方針>

(1) 行財政改革を軸とした財政健全化の推進

「前例踏襲予算（経常経費）のゼロベース見直し」による、改革の実行

(2) 重点政策に対する投資の集中

中長期的な計画にもとづいた適切な投資による、11 の重点プロジェクトの実行

2 編成方針

(1) 予算総額（一般財源総額）について

一般会計歳出予算の一般財源総額（削減目標額）は、次のとおりとする。

平成 30 年度 一般会計歳出予算 一般財源総額 前年度比 ▲3 億円

(平成 29 年度 一般会計歳出予算 一般財源総額 328.7 億円)

この目標額を達成するため、予算（事業）のあり方については、基本方針を念頭に、次のとおりとする。

[1] 経常的経費（事業）は、全てゼロベースで見直す。

[2] 投資的経費（事業）は、11 の重点プロジェクト以外は基本、無いものとする。

また、継続事業であっても、全て見直しの対象とする。

(2) 予算要求について

予算査定による減額を前提とした要求をするのではなく、事業実施所管課が、主体的に事業の改廃を検討し、実行に移すこと。なお、要求にあたっては、部局単位で、政策監が中心となり調整を行うこと。

なお、編成方針にもとづかない要求は、受け取らない。

(3) 事業の見直しについて

① 委託料の見直し

委託料については、『委託の見直しにあたってのポイント』を参考に、契約内容を精査し、事業の廃止・見直しを行うこと。また安易に業務委託をせず、内部執行に努めること。

② 継続事業の見直し

事業の目的と成果を検証し、「継続」ありきではなく、市が実施すべきか、またサービスが過剰ではないか等を見直すこと。事業実施後、5年以上経過するものについては、廃止の方向で検討すること。

③ 公民連携による事業スキームと財源確保 ～新たな改革手法の実行～

事業の実施にあたっては、まずは、行政がすべきかを考え、行政と民間の持つ経営資源を効果的・効率的に活用すべく、公民連携・民営化を検討すること。なお、検討にあたっては、政策経営課と協議すること。

(4) 公共施設マネジメントの推進について

① 公共施設マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画 第一次アクションプランでは、28年度から37年度までの10年間で概ね6.6%（約3万㎡）の削減を目指している。質の高い有効なサービス提供のもと、スクラップ&ビルドや複合化等により、総量の削減に努めること。

なお、方向性が整理できたものは、速やかに「除却」していく。

② 施設の維持管理経費

平成30年度から使用料の改定を実施するが、その目的の一つは、老朽化が進む施設にかかる改修費等の財源確保策であることから、使用料収入（増収分）を有効的に活用するためにも、改めて、ランニングコストの見直しを図ること。

また、公共施設の稼働率や運営費など全体状況の把握に努め、長期的な視点に立ち、要求すること。

③ 公共施設個別計画の実行

大規模な修繕や改修費の要求（見積もり依頼を含む）は、【施設の再配置の検討*】が行われている施設、あるいは適切な長寿命化計画等のもと存続と位置づけられた施設を対象とする。

なお、財政課において見積もり依頼を受けた案件であっても、予算措置を保障するものではない。

*「公共施設個別計画を進めるにあたって」参照

④ 新たな施設整備

利便性やサービス性の最大化と、必要コストの最小化の観点から、複合化や多機能化など施設の新規整備にあたっては、デザインビルド方式等、民間活力の導入を前提に検討すること。 検討にあたっては、政策経営課と協議すること。

(5) その他の特記事項について

① 財源の確保

事業の実施にあたっては、補助事業の活用など、財源の確保を念頭に要求を行うこと。特に、後年度に生じる負担に備えるため、使用料収入の増収分や広告事業収入等の臨時的な収入は、一定額を基金に積立てるなど、計画性を持った事業展開を図ること。

② 地方債

これまで、国の財政措置が受けられる財源として、各整備(改修)事業に活用してきた「合併特例事業債」が、平成 31 年度に発行期限を迎える。また、計画上では既に発行可能額上限に到達している。

現在の財政悪化の要因となっている公債費負担の抑制のため、財政措置の無い地方債はもとより、措置率が低いものについても、今後は発行額を抑制していく必要があることから、地方債を財源とする事業の実施にあたっては、事業計画について、十分に財政課と協議すること。

③ 県財政の動向

『県財政の健全化に向けた集中取組』に伴う影響に留意すること。特に、県の補助事業については、財源が確実な場合のみ予算計上することとし、県事業が廃止・縮減となる場合は、その方向性に合わせて、事業を廃止・縮減すること。

④ 賃借土地建物の取り扱い

平成 27 年度予算編成から取り組んでいる賃借土地建物の取り扱いについては、引き続き、契約解除へ手続きを進めること。

なお、契約解除に当たって原状復旧等が必要な場合は、予算計上し、早期に解除手続きを進めること。

⑤ 補助金の取り扱い

運営費補助金の事業補助金化(補助率は原則 2 分の 1 以内)について引き続き進捗を図ること。また、事業費補助金についても、効果の検証を行い、永続するのではなく終期を定めるなど、廃止を含めた抜本的な見直しを図ること。